資格取得を目指す、ひとり親家庭を応援します！！

～高等職業訓練促進給付金等事業～

高等職業訓練促進給付金等事業とは、ひとり親家庭の方の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合、一定の条件を満たす方に生活費を支給する制度です。また、修業期間の終了後、修了支援給付金を支給する制度もあります。

Q 何か条件があるの？

20歳未満のお子さんを扶養していること。
児童扶養手当を受給しているか、又は同様の所得水準であること。
対象資格を取得するため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれること。
資格取得のための修業と就労又は育児の両立が困難であること。

Q どんな資格が対象になるの？

例：看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格など、デジタル分野の資格
（※教育訓練給付の対象講座を受講して取得する資格）

ただし、
✖過去にこの制度を利用された方は、申請することができません。

給　付　内　容

	＜ 高等職業訓練促進給付金 ＞ 資格を取得されるにあたり養成機関で受講される間の負担を軽減するため、毎月給付金が支給される制度です。	＜ 高等職業訓練修了支援給付金 ＞ 資格を取得されるにあたり養成機関での受講を修了をされた後に給付金が支給される制度です。
申請期間	修業を開始した日以降	○修了日の翌日から30日以内
支給期間	○修業期間中（上限4年）	○修了後に1回のみ支給
支給額	○市民税非課税世帯　月額100,000円 （修業する期間の最後の1年　月額140,000円） ○市民税課税世帯　月額70,500円 （修業する期間の最後の1年　月額110,500円）	○市民税非課税世帯　50,000円 ○市民税課税世帯　25,000円
申請に必要な書類	○高等職業訓練促進給付金等支給申請書 ●申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本 ○児童扶養手当証書の写し ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ●納税証明書又は非課税証明書 ○養成機関の長による在籍を証明する書類（入校証明書、在学証明書等） ○申請者、お子さん、その他同一世帯員のマイナンバーが分かるもの（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞか個人番号通知カードと運転免許証） ○振込口座がわかるもの	○高等職業訓練促進給付金等支給申請書 ●申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本 ○児童扶養手当証書の写し ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ●納税証明書又は非課税証明書 ○養成機関の長による修了を証明する書類（修了証書の写し等） ○申請者、お子さん、その他同一世帯員のマイナンバーが分かるもの（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞか個人番号通知カードと運転免許証） ○振込口座がわかるもの
支給方法	毎月ごとに報告書を提出いただき、確認後に指定の口座に振込みます。	必要な書類を提出いただき、確認後に指定の口座に振込みます。

●市役所で取得できる書類（手数料がかかります）

※受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、高等職業訓練促進資金貸付を利用することもできます。

お問合わせ　恵那市役所子育て支援課（西庁舎2階）☎26－6820

高等職業訓練促進給付金等の申請から修了までの流れ

事 前 相 談

①資格習得への意欲　②資格習得見込　③生活状況（支給の必要性の有無）等
以上の3つの点を中心に面接を行い、該当するかどうかを判断します。

養成機関で1年以上のカリキュラムを必要とする資格を取得するために修業していること。

申　　請

以下のとおり各給付金に必要な書類を揃えていただき、市役所子育て支援課へ申請していただきます。

高等職業訓練促進給付金（必要な書類）

① 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
② 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日における状況を証明できるものに限る。）
③ 児童扶養手当証書の写し
④ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
⑤ 納税証明書又は非課税証明書
⑥ 養成機関の入校証明書（合格通知書、在学証明書）
⑦ マイナンバーカードか個人番号通知カードと運転免許証
⑧ 本人名義の預金通帳の写し

高等職業訓練修了支援給付金（必要な書類）

① 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
② 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日における状況を証明できるものに限る。）
③ 児童扶養手当証書の写し
④ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
⑤ 納税証明書又は非課税証明書
⑥ 養成機関の修了証明書の写し
⑦ マイナンバーカードか個人番号通知カードと運転免許証
⑧ 本人名義の預金通帳の写し

※修了支援給付金の申請は修了日から起算して30日以内に申請していただきます。

審 査

支給が認められた場合
審査後に高等職業訓練促進給付金等支払決定通知書を送付します。

支給が認められなかった場合
審査後に高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書を送付します。

【市】
受給者から提出された修業状況報告を確認後、支払事務を行います。
（毎月ごと）

⇔

【受給者】
受給者が養成機関に在籍している事を確認するため毎月、「修業状況報告」を提出していただきます。

修業を修了した場合【市】
受給者から提出された修了報告書等を確認後、支払事務を行います。

⇔

修業を修了した場合【受給者】
14日以内に修了報告書、修了証明書を提出します。

※支給要件に該当しなくなった時は14日以内に高等職業訓練促進給付金等受給資格変更・喪失届を提出いただきます。